

就 労 開 始 証 明 書

本様式は採用予定で『就労証明書』を提出した方が、就労を開始した事実を証明するためのものです。

育児休業から復帰した場合は本様式ではなく、『復職証明書』を提出してください。

『就労証明書』を提出していない方は、『就労証明書』をご提出ください。

自営業の方は「開業届」等も合わせてご提出ください。

就労開始日(雇用開始日)前に作成(証明)された就労開始証明書は、無効になりますのでご注意ください。
保育園等に内定した場合で、入園月の末日までに就労を開始しなかった場合は内定の取消または退園になることがあります。

[事業所記入欄]

練馬区教育委員会教育長 宛て

以下の者は、先に提出した『就労証明書』のと通りの就労条件で業務に従事していることを証明いたします。

勤務者住所	練馬区
フリガナ	
勤務者氏名	
就労開始日 (雇用開始日)	令和 年 月 日
※雇用開始日と就労開始日(初出勤日)が異なる場合は、雇用開始日をご記入ください。	

所在地

事業所名

代表者氏名

電話番号

証明日 令和 年 月 日

記入担当者(所属・氏名)

※ 記載内容に疑義が生じた場合、電話等により照会させていただく場合があります。
※ 本内容を無断で作成または改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

[保護者記入欄]

日中連絡先 () 母 ・ 父 ・ その他()

(フリガナ)
児童氏名
生年月日 年 月 日

(フリガナ)
児童氏名
生年月日 年 月 日

【就労開始後の児童状況】

※ 以下、該当するものにチェックしてください。

- ☐ 保育園等に預けている
施設名()
- ☐ 申込中
- ☐ 認証保育所等に預けている
⇒『在園(受託)証明書』を提出
- ☐ 祖父母・知人等が保育している
- ☐ 勤務先へ帯同している
- ☐ その他
()

【就労開始後の児童状況】

※ 以下、該当するものにチェックしてください。

- ☐ 保育園等に預けている
施設名()
- ☐ 申込中
- ☐ 認証保育所等に預けている
⇒『在園(受託)証明書』を提出
- ☐ 祖父母・知人等が保育している
- ☐ 勤務先へ帯同している
- ☐ その他
()

[問合せ先]

練馬区保育課入園相談係 電話 03-5984-5848
練馬区保育課保育認定係 電話 03-5984-1479